

論点の構成

- 1 総論
- 2 量的拡充
▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。
- 3 類型
▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。
- 4 質の確保
▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの体制で十分か。3の居場所の形態（類型）の体制をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。
- 5 その他

1 総論

これまで頂いたご意見

- ①「放課後児童対策のあり方」については、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの最善の利益を保障すること及び子どもが自己の意見を表明する権利などの主体であることが前提であり、その上で児童健全育成の概念及び現行制度(事業)の見直すべき点があるかについて検討すべきである。
- ②子どもたちの育ちの視点から、子どもが生きる力を身につけることが重要であるが、現行制度(事業)で足りないものはあるか検討していく必要がある。
- ③子どもの育ちの観点から、子どもの居場所をどう位置付けていくべきか、多様な運営主体、企業、地域での活動、塾等も含めた全体的な視点を持って検討していく必要がある。
- ④地域共生社会の実現に向けて、学校、放課後児童クラブ、地域との関係をどのように構築していくか検討していく必要がある(幼稚園、保育所等の活用、省庁間の連携による公用財産等(公園、道路等)の活用、地域学校協働本部の活用等)。
- ⑤子どもたち一人一人にとって、居心地のよい空間や安心・安全な居場所を確保するとの視点で検討していく必要がある。



【中間まとめに向けて当面御議論頂きたい事項】

- 放課後児童対策のあり方に係る基本的な視点(案)として整理

2 量的拡充

▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。

これまで頂いたご意見

I 放課後児童クラブを巡る状況と量的整備

①「放課後児童対策のあり方」等を踏まえて、今後の放課後児童クラブのニーズを的確に見込んでいく必要がある。

II 量の整備を図る上での学校との関わり

③「放課後子ども総合プラン」に示された学校との連携方法について、これまでの実施状況（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の活用状況、特別教室や校庭等学校施設の利用（開放）状況等）を踏まえて検討する必要がある。

III 放課後子供教室との一体型・連携の評価

②子どもの放課後での過ごし方全般と放課後児童クラブとの関わりをどうするか、放課後児童クラブの役割と担うべき範囲について明確化する必要がある。

④放課後児童クラブは、子どもの「生活の場」であり「生活の保障」をしていくという視点から放課後児童クラブと放課後子供教室がどのように連携していくべきか検討する必要がある。

【中間まとめに向けて当面御議論頂きたい事項】

○待機児童数が横ばいであり、「小1の壁」の解消が叫ばれる中、保育においては「子育て安心プラン」により2020年度末に待機児童の解消を目指している。また、昨年末に取りまとめられた「新たな経済政策パッケージ」では、「放課後子ども総合プラン」における平成31(2019)年末までの整備目標(約30万人分)を、1年前倒しし、その後の在り方について検討することとされている。こうした状況を踏まえ、今後の量的整備に係る方針をどのように考えるべきか。

○放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することについて、これまでの取り組みの評価を行った上で、効果的な実施方策のあり方についてどのように考えるか。

○放課後子供教室との一体型や連携について、推進しているところであるが、児童館や社会教育施設を含め、今後、どのように進めていくべきか。

3 類型

▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。

これまで頂いたご意見

I 共働き家庭の児童を対象とした中での在り方

(1) 保育との比較

③子どもの放課後の活動場所は、学校以外の地域の様々な場所でも可能であり、放課後児童クラブに類似する形態として、保育（支援）者の家庭で少人数の子どもが過ごす小規模な放課後児童クラブ（家庭的学童）という仕組みを導入した場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか検討する必要がある。

(2) 低学年と高学年

④高学年児童が利用する居場所としては、どのような形態が求められるのか検討する必要がある。

(3) 地域の中で活用できる場所

⑤複合施設（高齢者施設と放課後児童クラブの合築等）や企業の活用（事業所内に放課後児童クラブを設置等）を考えた場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか検討する必要がある。

⑦放課後児童クラブの活動について、子ども、保護者、地域が連携していく仕組みとは、具体的にどのようなものか検討する必要がある。

【中間まとめに向けて当面御議論頂きたい事項】

- 平成27年の児童福祉法の改正により、4～6年生が放課後児童クラブの対象となったが、高学年について、支援のあり方についてどのように考えるか。
- 家庭的保育に類似した在り方は考えられるか
- 地域の児童福祉や教育施設以外の施設や事業者（例：企業、高齢者施設等の福祉施設）が放課後対策に参画することについてどのように考えられるか。
- 児童館等の既存施設を活用した高学年児童の居場所のあり方どのように考えられるか。

①放課後という時間や場所については、学校と同じように子どもたちの生活を組み立てていくのではなく、多様な過ごし方、生活のあり方を保障するため、どのような環境設定にしていけるのか、どのような人材を確保すべきか検討する必要がある。 →「質の確保」に移動

Ⅱ 放課後対策を広く考える

- ②子どもの権利擁護の観点から、放課後児童クラブ、放課後子供教室、その他の子どもの居場所において、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）とすることが適切か検討する必要がある。
- ⑥放課後の子どもの生活を保障している諸施策（放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童厚生施設、プレーパーク等）と連携する際の体制（職員配置等）について検討する必要がある。
- ⑧公園、道路、児童遊園などを放課後の子どもの居場所（遊び場）として活用する場合のメリットや留意するべき点について検討する必要がある。



【中間まとめに向けて当面御議論頂きたい事項】

- 子どもの育ちに関し、学校や家庭との役割分担を踏まえ、地域の中で放課後児童クラブに期待されるものをどう考えるか。
- 放課後に子どもが来所する施設は、放課後児童クラブや放課後子供教室の他、児童館、社会教育施設等様々なものがある。これらの社会資源の役割や活用についてどう考えるか。
- 子どもの「居場所」は、子どもにとってどのような場所にあるべきか。

4 質の確保

- ▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの体制で十分か。3の居場所の形態（類型）の体制をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。

これまで頂いたご意見

I 放課後児童クラブの役割について

- ③放課後児童クラブの質の確保を図るためには、人的面（職員の複数配置をするための人材確保等）、物的面（学校、児童館、公園等の多様な場所の確保）、ソフト面（多様な体験や異年齢の交流、学習を組み合わせたプログラム等）それぞれどのように考えるべきか。
- ⑫第三者評価、自己評価の仕組みをどのように作っていくべきか、評価項目等をどのように考えるか、検討する必要がある
- ⑬イギリスでは、評価の結果が全てインターネットで情報公開されている。放課後児童クラブの評価を行った場合についても、同様に情報公開を行っていくことが重要であるため、運営内容の評価結果等を情報公開していく上で、どのような情報を公開するか、どこが主体となって情報を公開していくべきか（自治体が一括して情報公開をするべきか、各クラブが情報を公開していくべきか）等について、検討する必要がある。

類型①より移動

- ①放課後という時間や場所については、学校と同じように子どもたちの生活を組み立てていくのではなく、多様な過ごし方、生活のあり方を保障するため、どのような環境設定にしていくのか、どのような人材を確保するべきか検討する必要がある。

【中間まとめに向けて当面御議論頂きたい事項】

- 放課後児童クラブの「役割」とは何か。
- 他の児童福祉や教育分野と比べ、評価や情報公開の現状と今後の在り方をどうかするべきか。
- 放課後児童クラブに基本的に求められる役割を整理した上で、保護者や地域から期待されるものや、子どもをめぐる様々なニーズ（障害のある子ども、外国人の子どもへの対応、学習や食事の支援等）にどのように対応していくべきか。

II 放課後児童支援員の役割とは何か

- ⑥放課後児童クラブにおける障害児や子どもの受入れ増により、放課後児童支援員の対応が追いつかないという現状があり、放課後児童クラブを巡回して放課後児童支援員を支援するスーパーバイザー的な職員を配置する必要がある。スーパーバイザー的な職員に求められる資格や資質、支援者を支援する仕組みについて、検討する必要がある。
- ⑪放課後児童クラブの人材の確保・定着化を図っていくために、放課後児童支援員の業務形態や処遇面(給与)について、検討する必要がある。
- ⑧認定児童厚生員の資格取得研修の科目の中に、放課後児童支援員認定資格研修と重複しているものがある場合を勘案し、認定資格研修の実施内容(科目の一部免除、修了評価等)について、検討する必要がある。
- ⑩現行の認定資格研修の受講者は現職の支援員が多くを占めており、今後、益々放課後児童クラブの需要が増大する中で、大学を卒業後、放課後児童クラブに就職する者などの新たな人材を確保していくために、放課後児童支援員の養成方策(大学の養成課程で資格取得を可能とする指定制の導入等)について、検討する必要がある。
- ⑦職員のスキルアップを図るための資質向上研修のあり方(研修体系の整理等)、研修内容の充実(リスクマネジメント、外国籍の子どもの配慮、インターネットトラブルなど)について、検討する必要がある。
- ⑨教員免許更新講習のように、一定期間が過ぎたら講習を受ける制度を参考として、認定資格研修受講後の講習受講制度(資格更新等)導入の必要性について、検討する必要がある。



【中間まとめに向けて当面御議論頂きたい事項】

- 放課後児童支援員の資質の向上のため、どのような取り組みを進めていくべきか。
- 人口減少社会にあって、放課後児童支援員を確保するために今後検討すべきことは何か。
- 認定資格研修や資質向上研修の実施にあたり、改善していくべきことは何か。

Ⅲ 子どもにとって最善の利益とは何か

- ①放課後児童クラブは、子どもにとって居心地がよく過ごしやすい場所、主体的に過ごせる場所であることが必要である。具体的に、どのような環境づくりを進めるべきか検討する必要がある。
- ②子ども自身に責任を持たせて、子どもが持つ安全に関する注意力や危険を回避する力を信頼して、子ども自身の活動に過度に制限が入らないよう配慮することが必要であり、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくためには、どのように放課後児童クラブを運営していくべき（どのように子どもと関わっていくべき）か、検討する必要がある。
- ④放課後の子どもの生活を保障する観点から、プレイワークの専門性（特に小学校低学年における遊びの意義の理解、実践等）、保護者支援の専門性、ソーシャルワークの専門性が、放課後児童支援員に求められるが、こうした専門性を培うためには、どのような方法があるか、検討する必要がある。
- ⑤子どもの安全面、緊急時の対応と人口減少地域等の地域事情の両面から、放課後児童支援員等の配置、施策で工夫すべきことについて、検討する必要がある。

【中間まとめに向けて当面御議論頂きたい事項】

- 「共生社会」の担い手としての子どもが「生きる力」を育む上で、放課後児童クラブが果たせる役割とは何か。
- 天災や不審者事案など、来所児童の安全を守るために、どのような取組が必要か。また、他の福祉や教育関係の施設で実施していることで参考にすべきことはあるか。

5 その他

これまで頂いたご意見

- ①国の基準を満たさない認可外のような放課後児童クラブにおける、子どもの安全性等の問題をどうするか検討する必要がある。
- ②各自治体が決定している放課後児童クラブの利用料を保護者が負担できない(困難な)場合に、放課後児童クラブを利用できるような状況にしていくにはどのようにすべきか、また、他の事業を利用する際の子どもの権利の視点に立った連携方法等について検討する必要がある。
- ③放課後児童対策を議論するに当たっては、放課後児童クラブと関連する施策との整合性(児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設等)を図ることについて検討する必要がある。
- ④諸外国では、保護者が子どもに合わせた労働時間を選択できる制度等がある一方で、日本では労働時間が延びており、その分、放課後児童クラブの開所時間が延びている。保護者の労働時間や働き方との関連をどう整理するか(短時間勤務制度における子どもの対象年齢の延長等)検討する必要がある。